

# 性の多様性を認め合い、 たくさんの笑顔で 暮らしていける福岡県へ

## 福岡県パートナーシップ宣誓制度

県では、県民の皆さんが性の多様性について正しい理解と認識を深め、性的少数者の人が安心して生活し、活躍できる福岡県の実現を目指しています。性的指向や性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して生活できるよう、令和4年4月1日から「福岡県パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

### 性の多様性とは

#### LGBTという言葉聞いたことがありますか？

レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシュアル(B)、トランスジェンダー(T)の頭文字をまとめたもので、性的少数者の総称の一つです。他にも、アセクシュアル(他者に性愛感情を抱かない人)やクエスチョニング(自分の性的指向や性自認が決められない、またはあえて決めない人)など、さまざまな人がいます。

各種調査<sup>(※)</sup>によると、人口の3~10%が性的少数者と考えられます。しかし、周囲の無理解や偏見を恐れて、伝えることができない人も多く、性的少数者の人が身近にいることに気付いていない人も少なくありません。

(※)三重県男女共同参画センター、日高庸晴 宝塚大教授による共同研究 高校生一人アンケート(2017)、電通ダイバーシティラボ(2018)、大阪市民の働き方と暮らしの多様性と共生に関するアンケート(2019)



ヒューマン博士  
(福岡県の人権啓発キャラクター)

#### 大事なことは

性的少数者の人が身近にいることを知って、理解することです。性的指向や性自認は自らの意思に基づいて選択・変更できないものです。それぞれの人にとっての「自然」や「当たり前」をお互いに認め、尊重し合うことが大切です。



## 宣誓の要件

一方又は双方が性的少数者のカップルを対象としています。

- 双方がともに成年(満18歳)に達していること。
- いずれか一方が、福岡県内に住所を有しているか又は福岡県内への転入を予定していること。
- 双方に配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- 双方が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族)でないこと。  
ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。



## 宣誓の流れ

### 1 事前予約



電話もしくはメールで予約して下さい。  
※希望日の3ヶ月前から受け付けます。

### 2 必要書類の準備



住民票の写し、独身証明書、本人確認書類などをご準備ください。

### 3 県庁へ



予約した日時・場所にお二人そろってお越しください。

### 4 本人確認・宣誓内容確認



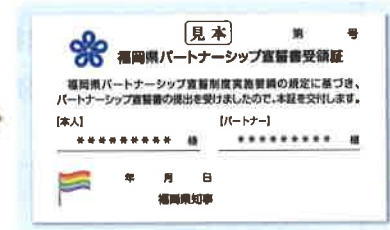
プライバシー保護のため個室で対応します。

### 5 パートナーシップ宣誓



宣誓書に担当職員の面前でご記入下さい。

### 6 宣誓書受領証カードの交付



書類・宣誓内容に不備がなければ、当日に宣誓書受領証カードを交付します。  
※転入予定の場合は、転入予定者受付票を交付(転入後にカードを交付)  
※交付手続きに1時間程度かかります。  
※手数料は無料です。

宣誓書受領証カードは、県営住宅の入居申込など、本県の行政サービスに利用できます。

[事業者のみなさまへ]

宣誓書受領証カードの提示を受けられた方は、この制度の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

詳しくはこちらをご覧ください。

URL: <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokapartnership.html>

